

第 24 章

司法及び警察

第 24 章 司法及び警察

民事、行政事件

平成 12 年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は、27 万 9841 件で、前年に比べ 7420 件(2.7%)の増となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が 16 万 8279 件(構成比 60.1%)で、前年より 2870 件(1.7%)増、地方裁判所が 10 万 2675 件(構成比 36.7%)で、前年より 4093 件(4.2%)増、高等裁判所(近畿2府4県)が 8887 件(構成比 3.2%)で、前年より 457 件(5.4%)増となっている。

なお、既済件数は 2902 件(1.0%)増の 28 万 570 件、未済件数は 5247 件(1.2%)減の 5 万 8737 件となっている。

刑事事件

平成 12 年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は 13 万 9041 件で、前年に比べ 5412 件(3.7%)の減となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が 10 万 5430 件で、前年より 10442 件(9.0%)減、地方裁判所が 3 万 1191 件で、前年より 4636 件(17.5%)増、高等裁判所(近畿2府4県)が 2420 件で、前年より 394 件(19.4%)増となっている。

家事事件

平成 12 年中に家庭裁判所が取り扱った家事審判事件の新受理件数は 3 万 5825 件と前年に比べ 3063 件(9.3%)の増となっている。主な事件の構成比をみると、「子の氏の変更」が 42.4%(1 万 5185 件)、「相続放棄」が 25.6%(9179 件)、「精神障害者保護義務者選任等」が 9.0%(3231 件)、「改氏」が 3.4%(1202 件)となっており、この 4 事件で全体の 79.7%を占めている。

家事調停事件の新受理件数は 8017 件で、前年に比べ 255 件(3.3%)の増である。主な事件の構成比をみると、「婚姻中の夫婦間の事件」が 43.5%(3487 件)と全体の半分近くを占めており、次いで、「子の監護処分」の 14.6%(1171 件)、以下、「親権者変更等」の 8.7%(703 件)、「遺産分割」の 7.8%(629 件)となっている。

少年保護事件

平成 12 年中所における少年保護事件の新受理人員は 2 万 906 人で、前年に比べ 3174 人(13.2%)の減となっている。

法令別にみると、「道路交通法違反等」が 6705 人(構成比 32.1%)、「窃盗」が 5538 人(同 26.5%)、「業務上過失致死等」が 2985 人(同 14.3%)等となっている。

また、刑法犯は 1 万 3318 人(構成比 63.7%)で、前年に比べ 1855 人(12.2%)の減、特別法犯は 7347 人(構成比 35.1%)で、前年に比べ 1361 人(15.6%)の減となっている。

刑法犯の内訳では、「強盗・強盗致死傷等」が 37 人(12.4%)減となっており、「窃盗」が 1013 人(15.5%)減、「恐喝」が 46 人(10.2%)減、「業務上過失致死傷等」が 119 人(4.2%)増、「傷害」が 4 人(0.5%)増等となっている。

次に、平成 12 年の少年院の入出院状況をみると、新収容者は 444 人で、前年に比べ 1 人(0.2%)の減となっており、退院者(仮退院を含む)は 409 人で、前年に比べ 51 人(11.1%)の減となっている。

人権侵犯事件

大阪法務局が平成 12 年中所に取り扱った新受理件数は 673 件で、前年に比べ 5 件(0.8%)の減となっている。

事件別にみると、「暴行・虐待」が 117 件(構成比 17.4%)、「名誉・信用等に対する侵犯」が 115 件(同 17.1%)等となっている。

刑法犯

平成 12 年中所に府内市町村で取り扱った刑法犯認知件数は 25 万 2367 件で、前年に比べ 52265 件(26.1%)の増、検挙件数は 4 万 3616 件(検挙地主義)で、前年に比べ 1 万 2805 件(22.7%)の減となっている。

罪種別では、窃盗犯が 22 万 220 件で全体の 87.3%を占め、次いで、その他が 1 万 5251 件(構成比 6.0%)、知能犯が 8988 件(同 3.6%)と、この 3 種で認知件数全体の 96.9%を占めている。

刑法犯少年検挙補導人員は 1 万 4162 人で、前年に比べ 3517 人(19.9%)の減となっている。

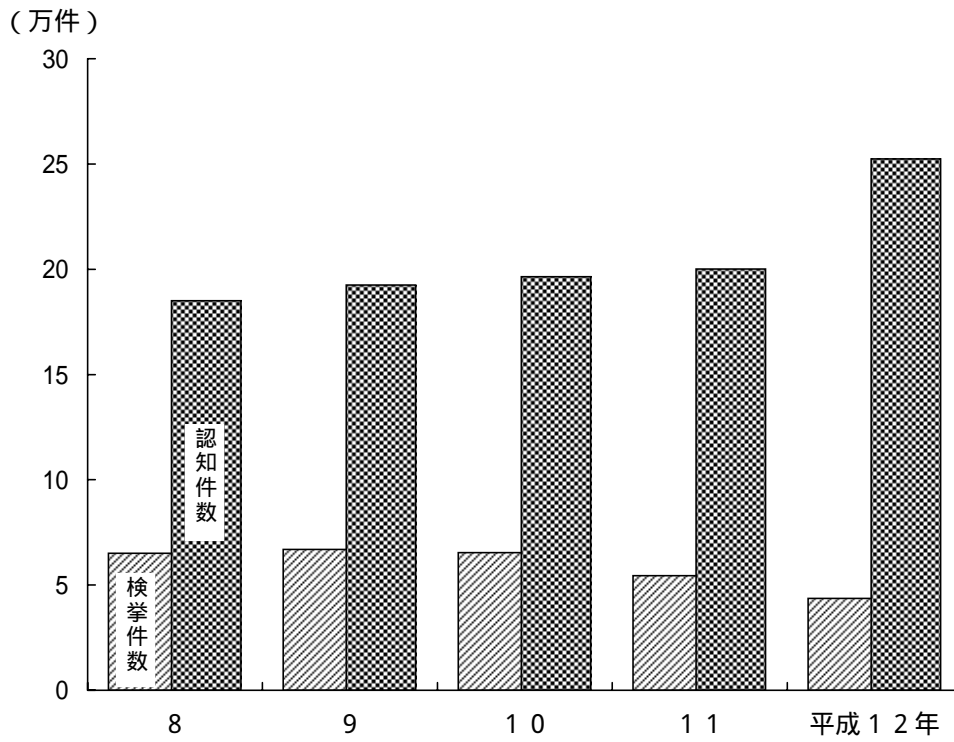
罪種別では、窃盗犯(7498 人)、その他(4619 人)、粗暴犯(1695 人)の順となっている。

また、年齢別では、15 才の 2773 人、14 才の 2640 人、16 才の 2340 人の順となっており、依然、中学生の検挙補導人員が多くなっている。

〈犯・不良行為等の補導人員は 20 万 629 人で、前年に比べ 3886 人(1.9%)の減となっている。

行為別にみると、「喫煙」が 11 万 4053 人で全体の 56.8%を占め、以下、「深夜はいかい」が 6 万 8777 人、「その他」が 4787 人、「暴走行為」が 3638 人の順となっている。

刑法犯認知・検挙件数の推移



刑法犯少年の年齢別人員 (平成12年)

